

## 盗難・紛失、偽変造キャッシュカードの不正使用による預金被害補償規定

### I 盗難にあったまたは紛失したキャッシュカードの不正使用について

1. 盗難または紛失したカードの不正使用により、当庫預金者の皆様の預金が引き出された場合、当庫がキャッシュカードシステムにより暗証番号を照合してお支払いしたうへは、当庫および提携先は当該預金の払い出しに関しまして、次項以下に掲げる補償規定によるほかは、一切責任を負いません。
2. この補償規定による預金被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当庫までお届けください。お届けのありました日から、その日を含む 30 日前までの不正使用による預金引出しを補償いたします。
3. 次のような場合には、この補償規定に基づいて、補償を受けることはできません。
  - (1) 被害があった旨の届出があった日から 31 日以上前の日に行われた不正使用による預金引出し
  - (2) 当庫から要請を行ったにもかかわらず、所轄警察署宛の被害届提出を行っていただけないとき
  - (3) 盗難にあったまたは紛失したカードの発見回収にご協力いただけないときまたは発見または回収したときに当庫宛にご通知いただけないとき
  - (4) 盗難、紛失および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき
  - (5) 預金者またはこれらの者の法定代理人（預金者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - (6) 預金者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行いもしくは加担した場合
  - (7) 預金者が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用
  - (8) カードが預金者に到達する前に生じた紛失または盗難
  - (9) カード規定違反
  - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失
  - (11) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失

- (12) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失

#### 4. 補償金の支払い

当庫は、この補償規定に基づいて、1 預金口座あたり、預金部分については最高 200 万円まで、無担保当座貸越部分についてはその限度額まで、不正に引き出された預金の額を支払います。4 月 1 日から 1 年以内に 2 回以上の被害に遭われた場合でも合計で前記支払限度額までのお支払いとさせていただきます。

#### 5. 個人情報の取り扱いについて

当庫が、この補償規定に基づいて補償金をお支払いする場合、当庫から、損害保険会社に当庫の有する預金者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 6. 犯人に対する賠償請求

当庫が補償金をお支払いした場合には、預金者が不正な預金引き出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払した補償金の額を限度としてかつ、預金者の権利を害さない範囲内で、当庫に移転するものとします。

## II 偽造または変造されたキャッシュカードの不正使用について

1. 偽造または変造されたカードの不正使用により、当庫預金者の皆様の預金が引き出された場合、当庫がキャッシュカードシステムにより暗証番号を照合してお支払いしたうちは、預金者がカードおよび暗証番号の管理につき責に帰すべき事由がなかった場合を除き、当庫および提携先は当該預金の払い出しに関しまして、次項以下に掲げる補償規定によるほかは、一切責任を負いません。
2. この補償規定による預金被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当庫までお届けください。お届けのありました日から、その日を含む 60 日前までの不正使用による預金引き出しを補償いたします。
3. 次のような場合には、この補償規定に基づいて、補償を受けることはできません。
  - (1) 被害があった旨の届出があった日から 61 日以上前の日に行われた不正使用による預金引出し
  - (2) 預金者またはこれらの者の法定代理人（預金者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - (3) 偽造、変造および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき
  - (4) 預金者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が

自ら行いもしくは加担した場合

- (5) 預金者が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用
- (6) カードが預金者に到達する前に生じた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し
- (7) カード規定違反
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し
- (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し

#### 4. 補償金の支払い

当庫は、この補償規定に基づいて、1 預金口座あたり最高 200 万円まで、不正に引き出された預金の額を支払います。4 月 1 日から 1 年以内に 2 回以上の被害に遭われた場合でも合計で 200 万円までのお支払いとさせていただきます。

#### 5. 個人情報の取り扱いについて

当庫が、この補償規定に基づいて補償金をお支払いする場合、当庫から、損害保険会社に当庫の有する預金者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 6. 犯人に対する賠償請求

当庫が補償金をお支払いした場合には、預金者が不正な預金引き出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、預金者の権利を害さない範囲内で、当庫に移転するものとします。

以上